

## 安全宣言

弊社は、現在の状況に慢心せず、常に危険を想定・察知し、お客様の安全輸送と従業員及び家族の幸せを目指し次の事項を実行します。

## 安全方針

1. お客様の安全確保を最優先した運行を常に意識し、それを徹底する。
2. 法令・社内規程の遵守(飲酒運転・無免許運転・無車検運転の撲滅)
3. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行う。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達・共有する。
5. 従業員に対し輸送の安全に関する教育及び研修を積極的に実施する。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

(3) 当社は、運転士がヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を通報・報告することを奨励し、その内容を運行管理者及び運転士が共有し事故防止に努めます。

### 2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(1)平成 29 年 10 月 1 日～翌年 9 月末日迄の輸送の安全に関する目標

- ①人身事故 0 件
- ②飲酒運転 0 件
- ③苦情 0 件
- ④故障・報告外事故 前年比 50%減

(2)平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月末日迄の 輸送の安全に関する当該目標の達成状況

- ①人身事故 0 件
- ②飲酒運転 0 件
- ③苦情 9 件(前年より 8 件増)
- ④故障・報告外事故 19 件(前年より 1 件減)

### 3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

期間:平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月末日

自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両を衝突若しくは接触したもの	0件
10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者を生じたもの	0件
10 人以上の負傷者を生じたもの	0件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
運転者の疾病により運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反があったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの	0件
鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速道路等において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件

### 4. 安全管理規定

## 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1)平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月末日迄の実績

項目	金額(単位:円)
ASV未対応車への後付ASV取付	1,080,000
新型車両導入に関するもの	140,577,640
遠隔地IT点呼システム	289,000
教育・訓練・研修に関するもの	1,641,600
健康診断・適性診断受診に関するもの	227,800
ISO認証取得・貸切バス安全評価認定制度に関するもの	2,605,900

(2)平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月末日迄の計画

項目	金額(単位:円)
全運転士の脳ドッグ受診	750,000
冬期運行装備に関するもの	800,000
ICリーダー式据置アルコールチェッカー導入	300,000
新型クラウド型ドラレコ・デジタコ導入	12,000,000
教育・訓練・研修に関するもの	1,650,000
健康診断・適性診断受診に関するもの	250,000
ISOサーベイランス・貸切バス安全評価認定制度に関するもの	480,000

## 6. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、報告連絡体制

社内組織図 別紙 2

危機管理体制 別紙 3

## 7. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況 (平成 29 年)

実施月日	教育内容
1月12日16日	運転者の運転適性に応じた安全運転について
2月6日	交通事故に関する運転者の生理的及び必要的要因及びその対処法
3月14日	研修：事故惹起者教育、三井住友インターリスク総研
3月14日	緊急時の状況判断
4月4日	交通安全講話：神奈川県警厚木警察署交通総務、酒井・大前様
4月6日12日	バスを運転する心構えについて。ヒヤリ・ハット報告検討会
5月9日23日	車両の構造上の特性について、実地検証
6月19日22日	運行の安全及び旅客の安全確保の為に遵守すべき事項、ヒヤリ・ハット報告会
7月14日16日	緊急時対応訓練、AED実技研修：厚木消防署講師による
8月24日29日	交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因とその対処方法。事故事例から発生原因追究と再発防止策の検討会
10月30日31日	健康管理の重要性。主として運行する経路または営業区域における道路及び交通状況への理解度。ヒヤリ・ハット報告会
11月22日24日	危険予測及び回避行動、冬期運行重点注意項目確認
12月14日	冬期運行研修：長野県湯の丸高原にて

## 8. 内部監査

### 計画

- ・本社管理部門・・・年1回、12月に実施。
- ・営業所・・・年1回、12月に実施。

上記に限らず重大事故及び災害が発生した場合又は同種の事故、災害が繰り返し発生した場合及びその他必要と認められる場合は、輸送の安全に関する内部監査を実施する

### 監査員

カミコウバス株式会社 内部監査官(2名)

## 監査項目

- ①関係法令や安全管理規程等への適合性
- ②安全に関する乗務員教育の実施状況および有効性
- ③各種記録・議事録等の作成および維持
- ④前年度指摘事項に対する改善状況

## 監査結果

内部監査不適合／是正処置報告書 別紙 4

## 9. 安全統括管理者に係る情報

取締役 小島 輝征

## 10. 各営業所の運転士、運行管理者、整備管理者人員配置

### ①厚木営業所

- ・運転士 13名
- ・運行管理者 2名(うち兼務2名)
- ・整備管理者 2名(うち兼務2名)

### ②多摩営業所

- ・運転士 7名
- ・運行管理者 2名(うち兼務1名)
- ・整備管理者 2名(うち兼務1名)

③補助者

・運行管理 6名

11. 事業用自動車に係る情報

①厚木営業所

	車両数 (台)	年式(年)		平均車 齢(年)	搭載車両台数(台)			運行形 態
		最古	最新		ドラレコ	デジタコ	ASV	
大型	11	2006	2017	4.8	11	11	11	観光
中型	2	2011	2016	4.5	2	2	2	観光
マイクロ	2	2007	2016	6.5	2	2	2	観光
任意保険		対人保険		無制限	対物保険		無制限	

②多摩営業所

	車両数 (台)	年式(年)		平均車 齢(年)	搭載車両台数(台)			運行形 態
		最古	最新		ドラレコ	デジタコ	ASV	
大型	9	2008	2017	7.1	9	9	9	観光
中型	1	2017	2017	1	1	1	1	観光
マイクロ	—	—	—	—	—	—	—	—
任意保険		対人保険		無制限	対物保険		無制限	

# 別紙1

## カミコウバス株式会社 安全管理規程

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 安全運行部長
- 五 営業所長

- 2 安全運行部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、安全運後部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。



- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局

等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた

改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

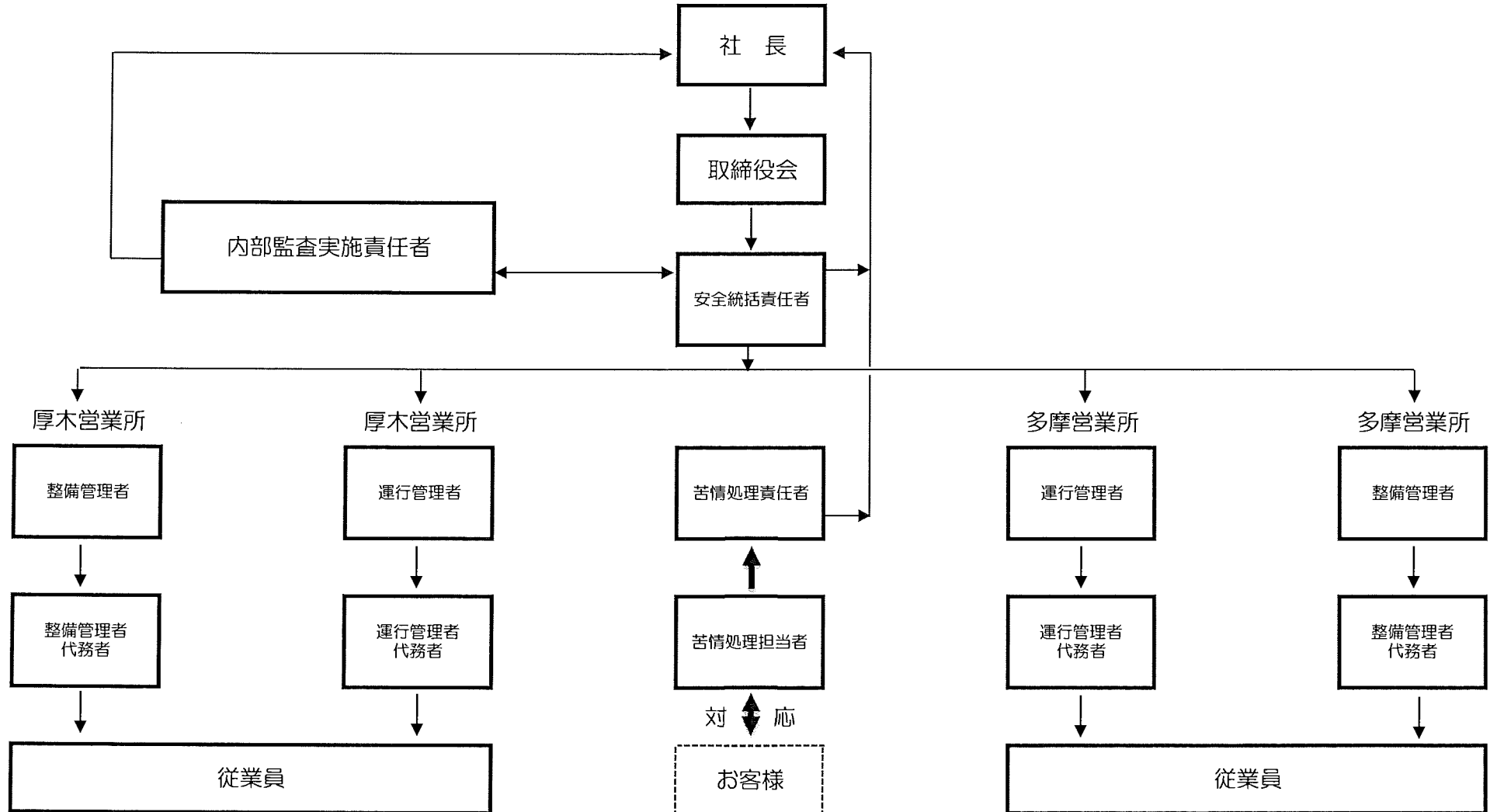
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則 本規則は、平成 25 年 11 月 28 日から施行する。

# 別紙2

カミコウバス株式会社  
旅客自動車運送事業  
安全管理規定第8条第1項

## 旅客自動車運送事業安全管理 社内組織図：安全管理



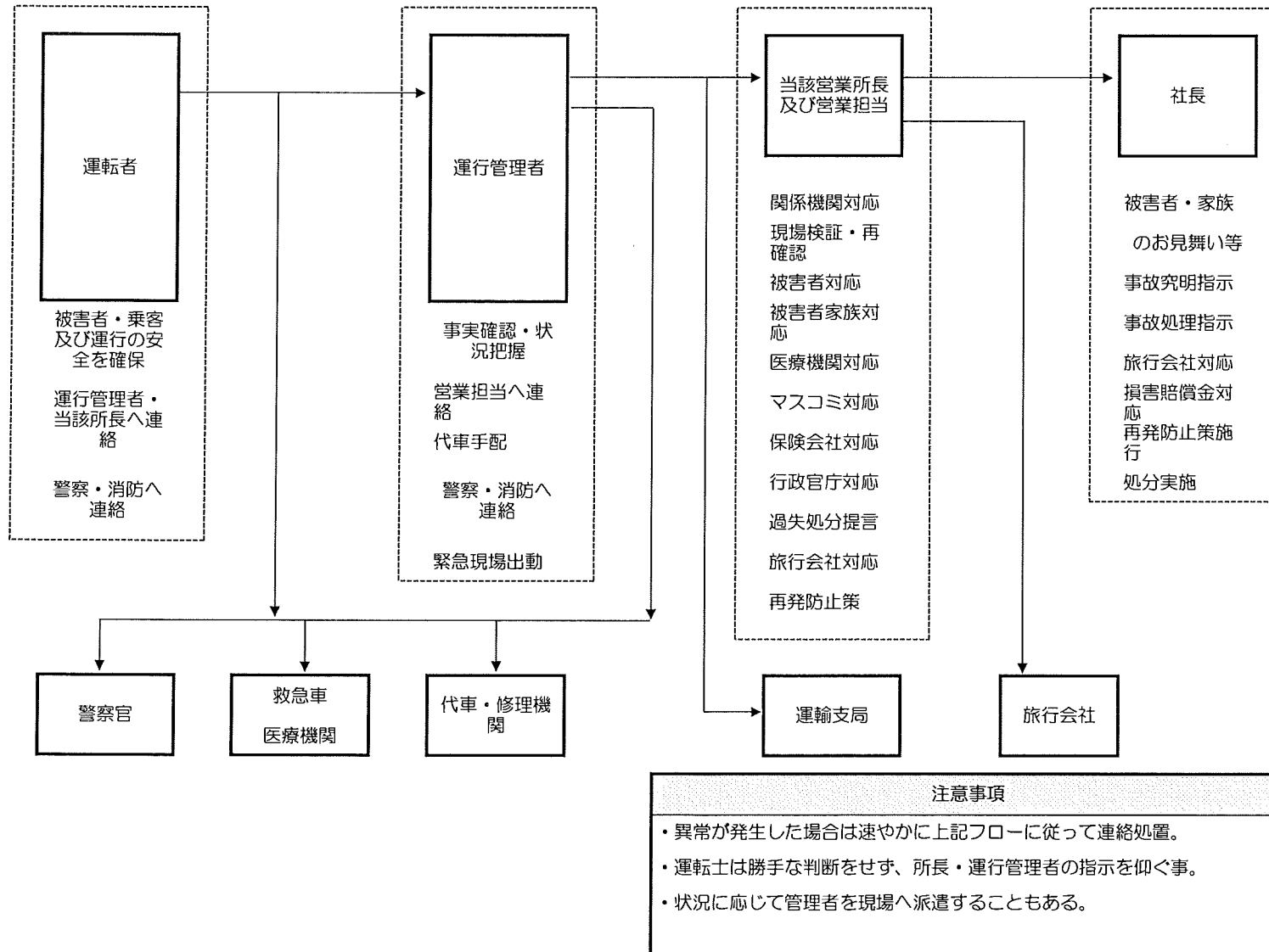
# 別紙3

カミコバス株式会社

旅客自動車運送事業

安全管理規定第13条第1項

## 旅客自動車運送事業 危機管理体制



## 内部監査報告書

社長	監査リーダー
	

監査日時	2017/12/26		
監査リーダー	岩崎 克美		
監査メンバー	なし		
監査基準	安全管理取組状況		

## 監査結果概要

	重大	軽微	観察	合計
安全管理取組状況	0 件	1 件	5 件	6 件

不適合番号	条項番号	発生部署	区分	不適合/観察の内容
No.c-04	—	社長	観察	苦情・軽微事故の件数が、目標値を達成できなかった。
No.c-06	—	社長	観察	設備更新・整備は良いが、人員自体が不足している。(運転士)
No.c-08	—	安統官	観察	月毎の安全教育への同席数がやや減っている。
No.c-11	—	安統官	観察	組織図の更新が遅れることがある。
No.c-14	—	各営業所	観察	苦情収集は出来ているが、要望収集が十分ではない。
No.c-15	—	営業課	軽微	前期末に基準を40分超えた運行が6件発生してしまった。

## 部署別不適合件数

	重大	軽微	観察
社長	0	0	2
安全統括管理者	0	0	2
営業課	0	1	0
配車課	0	0	0
厚木営業所	0	0	1
多摩営業所	0	0	1

## 総評及び次回監査での注意点等

## 良かった点

- ① 概ね安全管理に対する取組の状況は良好である。
- ② 教育・訓練は必要十分に行われている

## 改善が必要な点

- ① 人材確保について、積極的に策をとる必要がある
- ② 机上計算において16時間を超える恐れがある場合(イベント等)を確実に見極める

## 総評

今回の内部監査は安全管理取組状況に重点を置いた。重大な不適合は見受けられなかったが軽微点 (No.c-15) が指摘された。この指摘については計算方式および判断基準を取り決め、改善基準に定める拘束時間を超えることの無いように対策を取った。

添付資料	内部監査実施計画書	1	枚
	内部監査不適合/是正処置報告書	0	枚

## 内部監査実施計画書



作成日 2017年 12月 20日

被監査組織名	カミコウバス株式会社本社、厚木・多摩営業所	番号	No.c	
被監査組織責任者	代表取締役 小島 貴			
内部監査員	リーダー	岩崎 克美		
	メンバー			
監査日時	2017年 12月 26日			
被監査部署が作業現場の場合	現在実行中の業務を確認する。			
監査手順	安全管理自己点検チェックリスト			
監査基準	機会・リスクチェック表、安全管理取組状況チェ			
品質情報				
・クレーム状況	2017年1月～12月からのクレーム発生件数: 9件			
・前回の重大な不適合の発生	・ 重大な不適合は無し			
・課題・リスク・機会の状況	・ 現在取組中のものと終了のものがある。			
・品質目標の達成状況	・ 報告規則外事故件数が1件増、路上故障1件減、苦情8件増			
・前回のマネジメントレビューの指示事項の確認	・ 資源の妥当性において、力量表の再検討を行いマニュアル7.3の認識を評価できるよう改善するとともに、全従業員にQMSのリスクと機会を認識させる。			
監 査 項 目	日にち/時間	被監査部及び被監査者	条項番号	監査員名
	2017年12月26日 (火曜)			
	9:30～9:40	監査前会議		
	9:45～11:00	社長 本社管理部	No.c01～13	岩崎克美
	13:30～14:30	厚木営業所長	No.c14～28	岩崎克美
	15:30～16:30	多摩営業所長	No.c14～28	岩崎克美
	16:40～	最終会議		
目的	品質マネジメントシステムの運用状況確認と 運輸安全マネジメントにおける安全管理の取組状況のチェックである。			
備考				